

令和6年度(2024年度) 熊本市手話言語条例施策推進委員会 議事要旨

1. 日時 令和7年2月14日(金) 10:00~12:00
2. 場所 ウェルパルクまもと3階 診察室
3. 出席者 西 章男(九州ルーテル学院大学 准教授)
(敬称略) 時松 美由紀(一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会 理事・女性部長)
松本 弘樹(熊本市 ろう者福祉協会 会長)
宮本 せつ子(NPO法人 熊本県難聴者中途失聴者協会 理事長)
小野 康二(熊本県手話サークルわかぎ 熊本グループ 会長)
雑賀 美智(熊本県立熊本聾学校 教諭)

4. 会議内容

4-1 熊本市手話に関する施策の実施状況等について

- ◆事務局(障がい福祉課)からの説明
- ◆出席者からの意見の要旨

◎施策1 手話に対する理解の促進及び手話の普及

(1) 市政広報媒体を活用した啓発

- ・児童・生徒が出演している手話動画は、子ども達が手話に触れるにはいい機会とは思いますが、手話を紹介する、手話表現を紹介するものになっておらず、きちんとした手話を表示する必要がある。
- ・子ども達の手話動画に間違った表現がある。子ども達も後になって「あの手話は違うよ」と言われるのは心外であろうから、基本の表現を動画の前に挿入した方が良い。
- ・市ホームページから手話動画を見ることが出来る仕組みがあった方が良い。

(2) 学校教育における理解・普及の促進

○学校教育での取り組みについて

- ・「手話に関するアンケート結果を基に」とあるが、手話だけでなくろう文化も理解している人物でないと、アンケート結果の正しい評価はできないであろう。聴覚障がいの当事者と共に取り組みを考えていくことが必要ではないか。
- ・手話のみならず、「聴覚障がいとはどんな障害なのか?」を知ってもらうことで、聴覚障がい者に必要なサポートについて幅広く理解ができると思う。
- ・小学校3年生で手話を学んでも、実際に子ども達が習得し、使えるレベルには達していないのが現状。学校での手話学習は継続的な練習や実践の機会が無いと、すぐに忘れられてしまう。

(3) 市民や事業者等への理解促進及び普及の推進にかかる支援

○事業所等での理解促進に関して

- ・実際にろう者がいる事業所で、手話推進リーダーの養成や手話講座の自発的開催が進んでいない。模範として、まずは市役所で実践してほしい。
- ・事業者がろう者への配慮として手話通訳者・要約筆記者の派遣を依頼する時に、高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っている「手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金」制度が活用できる。この周知に努めてほしい。

○普及に関するICTの活用について

- ・市役所窓口等で、随時活用可能な専用タブレットによる遠隔手話通訳対応を希望する。

現在の仕組みでは予約が必要で、かつ個人端末での利用は画面サイズ等不便な点があり、利用しづらい。

- ・電話リレーサービスについて利用料金・端末購入の助成制度を希望する。

◎施策2 手話通訳士等の確保及び養成

(1) 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上

- ・手話奉仕員向けに手話通訳者養成講座受講レベルに達するための講座が必要。
- ・大学やNPOが主催する手話通訳者育成講座への補助を希望する。

○手話通訳講師の養成について

- ・手話を母語とし、ろう文化を身に付けているろう者を通訳講師として行政が養成してほしい。
- ・全国手話研修センターのほか、様々な講師養成講座及び研修に派遣できるよう、行政の支援が必要。
- ・通訳者養成の講師のほか、手話講座を行うための講師養成も支援してほしい。

◎施策3 聴覚障害児及びその保護者等への支援

○施策3全体について

- ・取り組みの相手方として、療育機関と教育機関、乳幼児教育相談を明記するべき。
- ・障がい者を医療モデルではなく社会モデルとして捉えるためには、療育機関だけでなく、教育機関との連携も必要になってくる。取り組みの相手方には教育機関も加えてほしい。

(1) 相談体制の充実

- ・当事者の相談窓口として、ろう者の相談員が必要。

(2) 手話に触れる機会の確保

- ・手話による絵本の読み聞かせは、手話という言語性(日本手話と日本語対应手話の違い)を考えると容易ではない。ろう者と手話通訳関係者で作っている読み聞かせサークルを活用してほしい。

◎施策4 手話を使用した情報発信

(2) 市政情報の発信における手話対応等

- ・市長記者会見のニュース映像で、市長だけでなく手話通訳も放映されるよう、報道各社に申し入れて欲しい。
- ・熊本市内の観光名所をろう者が手話で紹介する動画を作成し、市公式ホームページで公開するほか、その動画へのリンク用2次元コードを案内板等に記載して欲しい。

(3) 市職員に対する研修の実施

○職員・教職員向けの研修について

- ・手話のみならず、文字起こしアプリ等のリアルタイム字幕や音声認識技術を活用した教育環境の整備を、情報保障の観点からも進めて欲しい。多様な支援策が併用されることで、より多くの子供たちにとって学びやすい環境が整うのではないか。
- ・難聴学級等担当者も多忙であり、メンターとの相談の時間がとれるのか。
- ・現実問題として、職員・教職員の聴覚障がい及び手話への理解がまだ不足している。聴覚障がいの理解はともかく、手話の習得は簡単ではないことは理解してほしい。

◎施策5 聴覚障害の特性に応じた支援

(2) 要約筆記者等の派遣等

- ・要約筆記者派遣事業の個人利用をしやすいにするのに、オンライン申請・予約を導入して欲しい。
- ・要約筆記の遠隔対応についても周知に努めてほしい。

- ・要約筆記者派遣制度の紹介を含めたパンフレットなどの有効な周知方法をぜひ実施して欲しい。
- ・聴覚障がい児の支援員に要約筆記者を配置して欲しい。手話も必要だが、手話に抵抗がある子もいる。
- ・教職員向けに聴覚障がいや手話に加え、要約筆記の研修も実施して欲しい。
- ・保護者向けにも要約筆記に関する情報提供をしてほしい。

◎施策6 災害時における支援

(1) 災害時における要支援者の把握と避難支援

- ・日頃の防災における情報保障について、意識の育成はできているか？防災訓練の意義や、通訳を確保できなかった場合の意思疎通方法の確保など、日頃から考えておいて欲しい。
- ・避難所等へ、アイドラゴンの設置も検討して欲しい。

4-2 「熊本市手話に関する施策の推進方針」の見直し案について

◎「Ⅱ 手話に関する施策の現状と課題」

○手話奉仕員の養成

- ・養成期間の記述に間違いがある。入門課程と基礎課程がそれぞれ「概ね1年程度」と記述されているが、実際には合わせて約1年間で養成期間である。

○手話通訳者の養成

- ・記述に間違いがある。×「入門課程」→○「基本課程」、×「基礎課程」→○「応用課程」
- ・「厚生労働省が認定試験を実施する手話通訳士の資格制度」とあるが、これは、厚生労働省が「認定した法人（聴力障害者情報センター）が」試験を実施する、が正確。

(上記3点については指摘に基づき訂正する)

◎「Ⅲ 施策の推進方針」

○「1 手話に対する理解の促進及び手話の普及（条例第7条第1項第1号）」

- ・1, 2行目の「手話がかげがえのない言語…」は、誰にとってかけがえのない言語かをはっきりさせる必要があるので「ろう者にとって」ということばを入れるべきではないか。

○5 聴覚障害の特性に応じた支援（条例第7条第1項第5号）

- ・市の行事等における要約筆記者の設置について、必要に応じて実施するような記述になっているが、行政が開催するものについては、申し出がなくても合理的配慮義務として手話通訳と同様に、あたりまえに要約筆記（文字通訳）も設置すべきではないか。

5 その他意見について

○高齢ろう者向けの施策について

- ・介護を受けている高齢ろう者の手話環境がどのような状況になっているか、窓口だけでなく現場の確認をお願いしたい。介護施設等で、手話対応がないためにコミュニケーションから孤立している高齢ろう者がいる。

○その他

色々と意見・要望は尽きないが、このような意見交換の場があるのは良いこと。